

第4次平生町男女共同参画プラン（概要版）

≪ 計画期間：令和4年度（2022年度）～ 令和8年度（2026年度）≫
令和4（2022）年3月策定

男女共同参画社会の実現をめざして、「第4次平生町男女共同参画プラン」を策定しました。

この計画は、「男女共同参画社会基本法」「山口県男女共同参画推進条例」「第五次平生町総合計画」に基づく計画で、国、県の計画を勘案するとともに、住民のみなさんのご意見を取り入れながら策定したものです。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。このプランを指針として、みなさん一緒に取り組んでまいりましょう。

家庭では

みんなが家族の一員として尊重され、お互いを支え合い、力を合わせて家庭生活を築いています。

男女が共に家事・育児・介護などに責任をもち、喜びと苦労を分かち合っています。

地域では

誰もが様々な活動に積極的に参画[※]し、地域社会が活性化されています。

固定的な性別役割分担意識に基づく古い慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。

平生町が目指す男女共同参画社会のすがた

職場では

男女が共に働きやすく、能力が発揮できる職場環境が整い、仕事と家庭、地域活動とのバランスを取って働いています。

男性も女性も、育児休業や介護休業を積極的に取得し、仕事と家庭を調和させながら、ゆとりと生きがいを持って働いています。

学校では

性別にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばし、思いやりと自立の意識が育まれています。

育児や介護、ボランティア活動など、発達段階に応じた体験学習を通して、社会の一員として協力しあう姿勢が育まれています。

※参画とは、事業・政策などの計画段階から加わることを意味します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

- 男女共同参画の推進は、SDGs（※）5番目の目標に「ジェンダー平等の実現」として位置づけられています。
（※国連加盟国193か国が2030年の達成を目指す世界共通の目標）

5 ジェンダー平等を
実現しよう



計 画 の 内 容

「山口県男女共同参画推進条例」の基本理念に基づくとともに、国及び県の動向を踏まえ、目指すべき方向の大きな柱として「3つの基本目標」及び「8つの重点項目」の体系により、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

基本目標

(1) 男女が共に活躍できる地域社会づくり

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画することは、社会の多様性と活力を高めるためにも重要です。

ポジティブ・アクション※の促進による、男女間格差の改善や女性の能力発揮を促進するための支援などにより、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することが必要です。

また、女性も男性も、仕事と家庭、地域活動を両立し活躍するために、長時間労働の縮減や多様で柔軟な働き方の促進、ニーズに応じた子育て支援策の充実、地域活動への参画促進などの取組みを進めていきます。

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することです。

重点項目1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- A 事業者等における女性の参画拡大【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画（推進計画）】
- B 行政等における女性の参画拡大【推進計画】
- C 様々な分野における女性の参画拡大【推進計画】

重点項目2 働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- A 仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備【推進計画】
- B 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援【推進計画】
- C 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保【推進計画】
- D 多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出【推進計画】

重点項目3 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

- A 地域活動における男女共同参画の推進【推進計画】
- B 農山漁村における男女共同参画の推進【推進計画】
- C 防災における男女共同参画の推進【推進計画】

(2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識等の改革

男女共同参画とは、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

しかし、「固定的な性別役割分担意識」は改善の傾向にあるものの、男女の地位の平等感については、多くの分野で前回調査より「男性の方が優遇されている」と感じる人の割合が増加している状況です。

こうした状況は、多様な生き方を選択することを妨げることにもつながるため、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる分野・世代において、男女共同参画について認識を深めるための取組みを進め、意識の改革を推進します。

重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識等の改革

- A 町民意識の醸成に向けた取組みの推進

- B 人権を尊重した取組みの推進
- C 男性の家事・育児等参画の促進【推進計画】

重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- A 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進
- B 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

(3) 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会を形成していくうえで、一人ひとりの人権が尊重されることが重要です。

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場における各種ハラスメント等の暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、その根絶に向けた取組みを推進します。

また、人生 100 年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現に向け、相手に対して思いやりを持って生きていくことが重要であることから、心身の健康に関する正しい知識と情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるよう支援します。

さらに、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、ひとり親家庭、高齢者、障がい者など全ての人が安心して暮らせるよう、生活や就業に対する支援を推進します。

重点項目6 男女間における暴力の根絶【平生町DV対策基本計画】

- A 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり
- B DV対策の推進
- C 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援
- D ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等への対策の推進

重点項目7 生涯を通じた男女の健康の支援

- A 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進
- B 妊娠・出産等に関する健康支援
- C 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

重点項目8 みんなが安心して暮らせる社会づくり

- A ひとり親家庭等に対する支援【推進計画】
- B 高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備
- C 障がい者が地域で安心して暮らせる環境の整備

計画の性格と役割

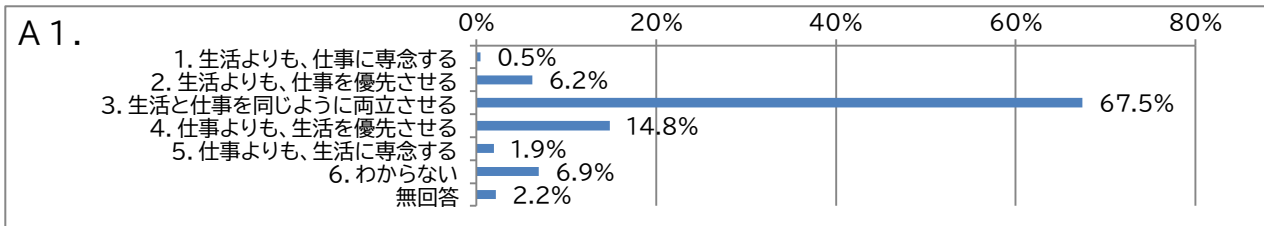
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」、「山口県男女共同参画推進条例」及び「第五次平生町総合計画」に基づく計画です。
- 「山口県男女共同参画基本計画」を勘案し策定するもので、平生町における男女共同参画社会の形成を推進するための指針となる計画です。
- この計画の一部を「DV防止法」に基づく「市町村基本計画」として、また、「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- 「第4次平生町男女共同参画プラン住民意識・実態調査」の結果等、町民の意見や提言を踏まえて策定した計画です。
- 町民、各種機関・団体、事業者等に対しては、この計画の推進について理解と協力を求め、その自主的な活動を期待します。
- 町民、事業者及び各種関係機関と連携して取り組む計画です。

第4次平生町男女共同参画プラン住民意識・実態調査結果報告（抜粋）

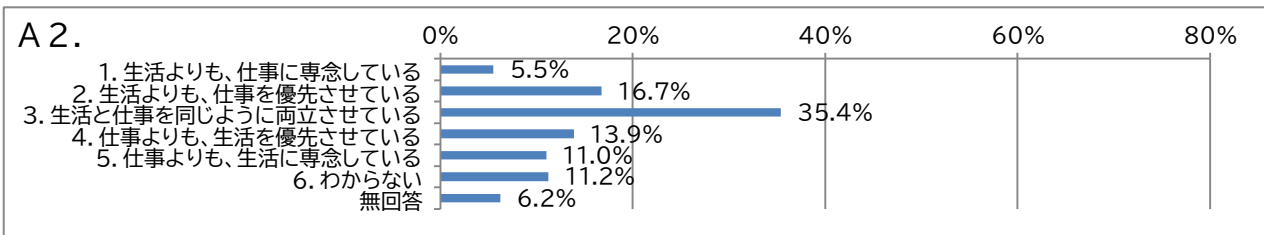
令和3年9月、住民の男女共同参画に関する意識等を把握するための調査を実施しましたので、その結果の一部をご紹介します。

ワーク・ライフ・バランス※に関する住民意識と実態

Q1. 仕事と生活（家庭生活や地域活動等）をどのように位置づけるのが望ましいと思いますか



Q2. 現在の状況では、あなたは次のどれに当てはまりますか



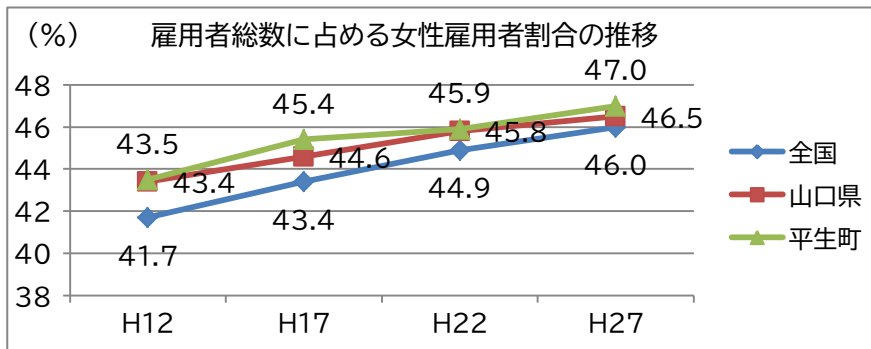
「仕事との関係において、生活（家庭生活や地域活動等）をどのように位置づけるのが望ましいと思いますか。」という設問に対し、「生活と仕事を同じように両立させる」ことが望ましいと考える人が 67.5%であったのに対し、現状では、「生活と仕事を同じように両立させている」人は 35.4%となっている状況です。以上の結果から、性別にかかわらずすべての働きたい人が、仕事と子育て・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減や生産性の向上、子育て・介護の支援体制の充実等を図り、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することが求められていることがわかります。

※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

男女共同参画に関する統計データ（参考資料）

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるもので、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福（well-being※）の根幹をなすものです。本町における雇用者（賃金労働者、団体役員等）に占める女性の割合は、国、県と比較しても高くなっていることから、本町の社会経済活力の向上の観点からも、働きたい人すべてが生き生きと働くことができる環境づくり（男女共同参画社会の実現）が求められています。



(資料)国勢調査

※個人の幸福（well-being）

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。世界保健機関（WHO）憲章の前文で、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（well-being）にあることをいいます（訳：日本WHO協会）とされています。

男女共同参画・DV相談（配偶者暴力相談）担当 平生町地域振興課

☎0820(56)7120 FAX 0820(56)7121 メール machi@town.hirao.lg.jp 町HP



◆◆◆ プランは、町役場、各地域交流センター、図書館、町ホームページで閲覧できます。◆◆◆